

議案第 91 号

総社市手数料条例の一部改正について

総社市手数料条例（平成 17 年総社市条例第 59 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

総社市長 片岡聰一

提案理由

建築基準法施行令の改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第　号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1～69 略			1～69 略		
70 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12 <u>第11項</u> の規定に基づく認定に関する事務	略		70 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12 <u>第6項</u> の規定に基づく認定に関する事務	略	
71 建築基準法施行令第137条の12 <u>第12項</u> の規定に基づく認定に関する事務	略		71 建築基準法施行令第137条の12 <u>第7項</u> の規定に基づく認定に関する事務	略	
72 略			72 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。